第二十七条第一項中「登録利用者」を「利用者」に改め、同条第三項中「登録利用者は」を「利用者は」に、「登録利用者カード」を「利用カード」に改め、同条第七項中「登録利用者」を「利用者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号中「午後六時」を「午後六時三十分」に、「午後四時」を「午後四時三十分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「登録利用者」を「利用者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　登録利用者は、館長が定める方式によりその氏名、識別番号、資料の名称及び請求記号その他の必要事項を入力した電子メールを送信することにより、前項の手続に代えることができる。

第三十四条第一項中「（機械可読資料及び電子情報を除く。以下第三項までにおいて同じ。）」を削り、「この章において同じ。）」の下に「（第三十九条第一項第三号及び第六号に掲げる複写物に係る複写を除く。）」を加え、「複写申込書作成機」を「東京本館又は関西館に設置された端末機」に、「利用カード」を「利用カード等」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「入館して」の下に「マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、」を「複写」の下に「（印刷出力による印画に限る。）」を加え、「利用カード」を「利用カード等」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　電気通信回線の故障その他の事由により前二項に規定する方法により複写を申し込むことができないときは、館長が別に定めるところにより、複写の申込みを行うものとする。

第三十四条中第五項及び第六項を削り、第七項を第四項とする。

第三十六条第一項第一号中「資料等」を「資料」に改め、同号ロ中「音楽・映像資料室、憲政資料室又は古典籍資料室」を「古典籍資料室、憲政資料室又は音楽・映像資料室」に改め、同号ニを削り、同条第二項第一号ロ中「音楽・映像資料室、憲政資料室又は古典籍資料室」を「古典籍資料室、憲政資料室又は音楽・映像資料室」に改める。

第三十七条第一項を削り、同条第二項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　登録利用者等は、前項に規定する方法により資料の複写を申し込むことができないときは、郵送用資料複写申込書（様式第三）を郵便等で提出することにより、資料の複写を申し込むことができる。

第三十七条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　登録図書館等以外の図書館、調査研究機関等は、郵送用資料複写申込書を郵便等で提出することにより、資料の複写を申し込むことができる。

第三十九条第一項中「第三号まで」の下に「及び第六号」を、「第五号に掲げるものに」の下に「、入館しないで行う複写の申込みに係る複写物は第一号から第五号までに掲げるものに」を加え、同項に次の一号を加える。

六　マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの印刷出力による印画

第四十一条第二項中「第三十四条第七項」を「第三十四条第四項」に改める。

第四十六条中「未返却の資料」の下に「（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）第二十九条に基づき貸出しをした未返却の資料を含む。）」を加え、「十件」を「十点」に改める。

第五十五条第二項中「音楽・映像資料室、憲政資料室及び古典籍資料室」を「古典籍資料室、憲政資料室及び音楽・映像資料室」に改める。

第五十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、資料を複製した機械可読資料を複写することができ、かつ、館長が特に必要があると認めるときは、当該機械可読資料の複写物をもって証明を受ける資料の複写物に代えることができる。

（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）

第二条　国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

第九条第二項中「を利用しよう」を「に入室しよう」に、「第一資料室受付」を「当該閲覧室の受付」に改め、「という。）」の下に「及び当日利用カード」を加え、「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、「規定する登録利用者」の下に「（以下「登録利用者」という。）」を加え、「申込書の提出に代える」を「利用証の交付を受け、当該閲覧室に入室する」に改め、同条第四項中「利用証の」を「利用証及び当日利用カードの」に、「に入室しよう」を「を退室しよう」に、「を提示するものとし、退館時には所定の場所にこれ」を「及び当日利用カード」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該者は、第二項の申込書の返付を受けるものとする。

第九条に次の二項を加える。

5　登録利用者カードにより第一資料室又は第二資料室に入室した登録利用者が当該閲覧室を退室しようとする際には、当該閲覧室の受付に、利用証を返却するとともに登録利用者カードを提出しなければならない。

6　第一資料室又は第二資料室に入室しようとする者は、電気通信回線の故障その他の事由により当日利用カード又は登録利用者カード（以下「利用カード」という。）により入室の手続をすることができないときは、館長が定める申込書にその氏名、連絡先その他の必要事項を記載して当該閲覧室の受付に提出し、利用証の交付を受けることにより、当該閲覧室に入室することができる。

第九条の次に次の一条を加える。

（当日利用カードの管理）

第九条の二　当日利用カードは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2　当日利用カードの交付を受けた者は、当日利用カードを紛失し、又は破損したときは、直ちに、その旨を国際子ども図書館に届け出なければならない。

3　国際子ども図書館長は、前項の規定による届出があったときは、当日利用カードの再交付その他の必要な措置を採るものとする。

4　館長は、利用者が第一項に規定する義務に違反したことにより生じた損害について、当該利用者に対し、その賠償を求めることができる。

第十条第一項中「国際子ども図書館資料請求票（別紙様式第二）を当該閲覧室の受付に提出しなければ」を「当該閲覧室に設置された端末機に、請求者の氏名、利用カードの番号その他の必要事項を入力しなければ」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する方法によっては請求することができない資料を閲覧しようとするときは、国際子ども図書館資料請求票（別紙様式第二）を当該閲覧室の受付に提出し、利用カードによりその手続をしなければならない。

3　電気通信回線の故障その他の事由により第一項に規定する方法により資料を請求することができないときは、館長が別に定めるところにより、資料の請求を行うものとする。

第十七条の見出しを「（入館して行う複写の申込み）」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「国際子ども図書館に入館して接続済機械可読資料」を「第一資料室又は第二資料室に入室してマイクロフィルム、マイクロフィッシュ、機械可読資料」に改め、「複写」の下に「（印刷出力による印画に限る。）」を「、利用カードの番号」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　電気通信回線の故障その他の事由により第一項又は前項に規定する方法により複写を申し込むことができないときは、館長が別に定めるところにより、複写の申込みを行うものとする。

第十七条第一項中「国際子ども図書館に入館して」を「子どものへやに入室して」に改め、「（接続済機械可読資料及び電子情報を除く。以下この項において同じ。）」、「（申込みに係る複写物の提供を申込みが行われた日の翌日以降に行う複写をいう。以下同じ。）」及び「（申込みに係る複写物の提供を申込みが行われた日に行う複写をいう。以下同じ。）」を削り、「共に」を「ともに所定のカウンターに」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。